



令和6年10月23日
記者発表・配布資料
海津市総務課秘書広報室

報道各社 御中

水道事業における消費税及び地方消費税の中間納付の遅延について

水道事業における消費税及び地方消費税の今年度分の中間納付について、納付期限である令和6年9月30日までに行うべきところ、本日まで遅延したことを報告いたします。

記

1. 経緯

(1) 10月22日

9月30日を納付期限とする水道事業における消費税及び地方消費税の中間納付について、大垣税務署からの連絡により、遅延となっていることが判明。

(2) 10月23日

消費税及び地方消費税 2,198,200 円と延滞税 3,300 円を納付。

2. 原因

消費税の納付期限の理解不足と組織としての業務管理体制が不十分であった。

3. 再発防止策

関係職員の研修などにより消費税法に関する知識を高めるとともに、納期限などの業務管理を複数人で行い、再発防止を図ってまいります。

問い合わせ	担当部課	担当者	電話番号
	都市建設部 上下水道課	都市建設部長 伊藤隆八 上下水道課長 鈴木良彦	